

第7章 準備書についての意見及び事業者の見解

7.1 住民意見の概要及び事業者の見解

「(仮称)原水駅周辺土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書」(令和7年9月、熊本県菊陽町)(以下「準備書」という。)は、「熊本県環境影響評価条例」(平成12年6月21日条例第61号)(以下「県条例」という。)第15条の規定に基づき、令和7年9月8日(月)から令和7年10月7日(火)までの1ヶ月間縦覧に供した。

また、準備書について、県条例第17条の規定に基づき、令和7年9月8日(月)から令和7年10月21日(火)までの期間において意見書の受付を行った結果、環境の保全の見地からの意見の提出はなかった。

7.2 知事の意見及び事業者の見解

県条例第20条の規定に基づき、熊本県知事の意見が令和8年2月10日(火)に述べられた。

準備書についての知事の意見及び事業者の見解は以下に示すとおりである。

[全体事項]

No.	熊本県知事の意見	事業者の見解
(1)	環境影響評価は、事業の実施が環境に及ぼす影響についてあらかじめ調査、予測及び評価を行い、その過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、さらにその措置がとられた場合における環境影響を総合的に評価するものであり、これらにより事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保するものである。 評価書の作成に当たっては、その時点の事業計画を踏まえ適切な事前の予測又は評価に努め、その結果を用いて環境保全措置を検討すること。	評価書の作成にあたっては、評価書作成時点の事業計画を踏まえ適切な事前の予測又は評価に努め、その結果を用いて環境保全措置を検討しました。

[大気環境]

<全般>

No.	熊本県知事の意見	事業者の見解
(1)	<p>土地又は工作物の存在及び供用に係る大気質、騒音及び振動の予測及び評価の前提条件として用いている計画交通量は、対象事業実施区域及びその周辺における今後の道路の整備状況等によって変化することが想定される。</p> <p>そのため、評価書の作成及び事業の実施に当たっては、その時点における最新の計画交通量を確認するとともに、計画交通量が増加している場合等、必要に応じて再度予測及び評価並びに環境保全措置の検討を行うこと。</p>	<p>令和8年2月時点の最新の計画交通量は、「令和6年度菊陽町道路ネットワーク検討業務委託 報告書」(令和7年2月)での検討結果です。評価書作成にあたってはこの計画交通量をもとに大気質、騒音及び振動の予測及び評価を実施しました。その結果は、9.1-96(406)、9.1-98(408)、9.2-75(483)、9.2-78(486)、9.3-45(531)、9.3-46(532)ページに示すとおりです。準備書時点で予測条件とした交通量からは多少の増減はありますが、予測及び評価の結果に大きな変更はありませんでした。</p> <p>また、今後の将来交通量の更新が行われた時点において、予測対象区間の交通量等の条件が著しく変化した場合には必要に応じて再度、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を行います。</p>

<騒音>

No.	熊本県知事の意見	事業者の見解
(1)	<p>騒音の予測結果については、環境基準又は特定建設作業の規制基準との比較により評価しているが、地点によっては現況の騒音レベルが低い地域がある。</p> <p>そのため、事業の実施に当たっては、騒音について地域住民や施設等へ聞き取りを行うなど、コミュニケーションを図り、環境配慮に努めること。</p> <p>また、必要に応じて、追加の環境保全措置を検討すること。</p>	<p>騒音の環境影響評価にあたっては、予測結果と基準等の比較だけでなく、事業者の実行可能な範囲内で行える限り回避または低減されているかについて、環境保全措置を実施した場合を想定して、評価を行っています。</p> <p>事業の実施にあたっては、工事に係るお知らせを配布し、住民から意見等が寄せられた場合には、これを受け付け、必要に応じて説明会を実施します。</p> <p>また、工事に関する苦情が発生した場合には追加の環境保全措置の必要性を検討し、適切に環境保全が図れるよう努めていきます。</p>
(2)	<p>建設機械の稼働に係る騒音について、環境保全措置による低減効果を反映した予測結果は、規制基準を遵守するために必要な離隔距離により示されているが、環境保全措置を講じた場合の各予測地点(St.1及びSt.2)における予測結果を示すこと。</p>	<p>建設機械の稼働に係る騒音について、環境保全措置を講じた場合の各予測地点(St.1及びSt.2)における予測結果を9.2-42(450)ページに示しました。</p>

次頁に続く

<騒音>

No.	熊本県知事の意見	事業者の見解
(3)	<p>自動車の走行に係る騒音については、事業実施後に想定している用途地域に設定される環境基準との比較により評価しているが、騒音に係る環境基準の種類の適用は、実際の用途地域の指定の状況によって異なる。</p> <p>また、予測結果は、予測地点において適用が想定される「幹線交通を担う道路に近接する空間」及び「道路に面する地域」における環境基準は満足しているが、同一の用途地域内で上記以外の地域区分に適用される基準値は超過している状況である。</p> <p>そのような中、本事業により新設又は改良を行う道路若しくは既存の道路の周辺に宅地等が造成されることにより、当該宅地等に居住する住民への騒音に係る影響が懸念される。</p> <p>そのため、事業の実施及び事後調査の実施に当たっては、指定が予定されている又は指定されている用途地域等に応じた環境基準を満たすよう必要な環境保全措置を講じるとともに、騒音による環境影響の更なる低減のための追加の環境保全措置を検討すること。</p>	<p>今後、対象事業実施区域に当てはめる用途地域は 9.2-77 (485) ページに示すとおりを予定しています。このため、道路整備後に適用される環境基準は、9.2-76 (484) ページに示す類型に基づく基準値が適用されることとなり、予測結果は環境基準を満足するものと評価します。</p> <p>また、道路整備後、市街化が進展した段階において道路交通騒音に係る事後調査を実施し、環境基準との整合性を確認します。この際、環境基準を満足できていない場合には関係者と改善のための措置を検討します。</p>

〔水環境〕

<水象>

No.	熊本県知事の意見	事業者の見解
(1)	<p>対象事業実施区域からの雨水の流出による河川の流量への影響については、工事中及び供用後の流量の変化を予測し、その影響について評価するとともに、本事業による影響が予測される場合には、必要に応じて追加の環境保全措置を検討すること。</p> <p>なお、当該予測等に当たっては、以下の影響についても予測及び評価を実施すること。</p> <p>①工事中における雨水の流出量の減少による影響</p> <p>②水質（水の濁り）に係る環境保全措置として検討している裸地面積を減少させた場合の影響</p>	<p>本事業の特性から、一時期に同時に造成裸地となる面積を特定できないため、水質（水の濁り）の予測にあたっては、影響が最大となる状況を考慮して、改変区域の全面が造成裸地となった場合の雨水流出量をもとに濁りの影響を予測しています。また、環境の保全に関する目標を満足できる造成裸地面積を算定するため、裸地面積が対象事業実施区域のうち45%及び70%となるように留めた場合の影響を予測しています。一時期に造成裸地となる面積規模を明らかにすることで、施工時に水の濁りへの影響上、許容される造成裸地面積を管理できることとなります。なお、造成等の整備が完了した範囲から発生する雨水排水は浸透型調整池に集水され、地下水涵養されず。このように段階的に雨水排水の集水範囲・放流先が変化します。基盤整備完了時点では、雨水排水は河川放流されないこととなります。この流量の変化の状況については、9.4-23（555）、9.4-28（560）ページに示しました。</p> <p>また、工事中における雨水の流出量の減少による影響については、9.4-33（565）ページに示しました。</p>

<水質>

No.	熊本県知事の意見	事業者の見解
(1)	<p>工事の実施に係る水の濁りの予測に当たっては、対象事業実施区域内の土壌の土質の調査結果を用いているが、本事業では不足土量を対象事業実施区域外から搬入し盛土を行う計画であるため、搬入する土壌の土質によっては水の濁りの程度が異なることが想定される。</p> <p>そのため、事業の実施に当たっては、盛土に用いる土壌の土質や実際に工事を行う位置及び面積に応じ、仮設沈砂池の設置に当たっての環境の保全に関する基準又は目標としている浮遊物質量を考慮したうえで、必要な仮設沈砂池の配置又は容量等を検討すること。</p> <p>また、水の濁りに係る事後調査の結果、河川の水質への影響が確認された場合は、追加の環境保全措置を検討し、当該措置を講じること。</p>	<p>事業の実施に当たって、仮設沈砂池の配置又は容量の検討段階において、盛土に用いる土壌の搬入元が確定できない可能性があり、土壌の土質に応じた仮設沈砂池の検討を行うことは困難です。そのため、工事の実施に係る水の濁りの予測に用いた土質の条件には不確実性が残ることとなります。</p> <p>このため、水の濁りに係る事後調査を実施し、その結果、河川の水質への影響が確認された場合は、追加の環境保全措置を検討し、当該措置を講じます。</p>

<地下水>

No.	熊本県知事の意見	事業者の見解
(1)	<p>白川中流域の地下水かん養量に対する本事業による地下水かん養量の変化の予測に用いている白川中流域及び熊本地域全体のかん養量について、その出典等が示されていないため、最新の情報を確認するとともに、その出典等を明記すること。</p> <p>また、対象事業実施区域周辺では本事業以外にも開発事業が行われており、周辺のかん養量は今後とも変化していくことが予想される。</p> <p>そのため、地下水かん養量の変化の予測に当たっては、対象事業を実施する時期におけるかん養量を推計するなど、適切な予測とすること。</p>	<p>令和8年2月時点で確認できる最新の文献資料（「熊本地域地下水総合保全管理計画に基づく第3期行動計画（平成31年度（2019年度）～平成36年度（2024年度）」（平成31年3月、熊本県等12自治体））によると、白川中流域の最新の推定涵養量は、平成29年度で7,451万m³と推計されており、熊本地域全体の涵養量は、令和6年度で5億4,800万m³になることが将来予測で算出されています。このため、地下水涵養量の変化の予測にあたっては、これらの涵養量を用いて9.6-28（617）ページに示すとおり予測結果を修正しました。</p>
(2)	<p>対象事業実施区域及びその周辺は、熊本地域における地下水の水量の保全上、特に重要なかん養域であるため、事業によるかん養量の減少の最小化を図る必要がある。</p> <p>洪水調整池の設置により地下水のかん養を行う旨が記載されているが、それでもなお、開発により年間100万m³以上の地下水かん養量の減少が見込まれている。</p> <p>そのため、事業の実施に当たっては、対象事業実施区域内の緑化及び浸透性舗装の整備並びに対象事業実施区域外における水田湛水事業の推進等により、更なる地下水のかん養に努めること。</p>	<p>本事業では地下水保全の観点から、雨水の全量を浸透型調整池により地下水涵養を行う計画であり、雨水由来の地下水涵養量は増加するものと予測されます。水田等の農用地への農業用水は、基盤整備後には不要となるため、地下水涵養量の減少要因は、農業用水由来の農用地での涵養量です。</p> <p>農業用水由来の地下水涵養量の代償措置として、対象事業実施区域外における水田湛水事業及び浸透施設等の推進に努めます。</p>

〔生態系〕

<全般>

No.	熊本県知事の意見	事業者の見解
(1)	<p>対象事業実施区域内で確認されている重要な種の大半及び生態系（典型性）の注目種として選定されているゲンジボタルは、対象事業実施区域及びその周辺の水路において生息又は生育が確認されている。</p> <p>そのため、事業に伴う水路の改修に当たっては、以下の点に留意すること。</p> <p>① 準備書に記載している環境保全措置（予測結果を踏まえ追加検討したものを含む。）を確実に実施すること。</p> <p>② これらの種の生息等の環境を保全又は創出するため、土羽の保全や形成等を検討すること。</p> <p>③ 事後調査の結果、事業によるこれらの種の生息等への影響が確認された場合は、追加の環境保全措置を検討し、当該措置を講じること。</p>	<p>水路の改修時には事後調査を実施し、環境保全措置の適切な実施状況、土羽の保全や形成状況を確認します。また、事後調査の結果、事業によるこれらの種の生息等への影響が確認された場合は、追加の環境保全措置を検討し、必要な措置を講じます。</p>